

借り受け希望者のみなさまへ

上尾市教育委員会

## 奨学金貸付制度について (令和7年4月入学者用)

上尾市教育委員会では、高等学校（特別支援学校を含む）、中等教育学校の後期課程、専修学校（一般課程を除く）及び大学等への進学の意欲を有する者で、経済的な理由により修学が困難なものに奨学金の貸し付けを行い、有用な人材を育成するための貸付制度を設けています。下記の要領をお読みのうえ手続きをしてください。

### 記

#### 1 貸付の対象

次のすべての条件を満たす人

- (1) 市内に引き続き1年以上居住し、市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）を完納している世帯の子女であること。
- (2) 学力優良及び品行方正な者で、出身学校長（中学校・高等学校等）が推薦したもの
- (3) 高等学校（特別支援学校を含む）、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、短期大学及び大学に入学を許可された者または在学者（各種学校は対象外です）。
- (4) 学資の支出が困難な者であること。
- (5) 連帯保証人がいること。
- (6) 他の奨学金その他これに類するものを受けていない者

#### 2 連帯保証人

独立の生計を営む18歳以上の者で、債務の弁済能力を有する者。

#### 3 貸付金額

◎高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程  
…………… 月額 1万円（国公立・私立は問いません）

◎短期大学・大学・専修学校専門課程（専門学校）  
…………… 月額 2万円（国公立・私立は問いません）

※無利子です。

※各種学校は対象外です。

※正規の修業年限を限度とします。

#### 4 貸付方法

四半期ごとの年4回（4月、7月、10月、1月）、3か月分をまとめて口座振込により貸付けします。

なお、この口座から口座振替（四半期ごと）により返還していただきますので、返還が終了するまで解約することのないようお願いいたします。

#### 5 返還方法

卒業後、6か月据え置き後、四半期（10月、1月、4月及び7月の各末日の年4回）ごとに、20回割賦（5年間）口座振替により返還していただきます。

高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程	……	18,000円×20回＝36万円
短期大学・専修学校専門課程（2年制）	……………	24,000円×20回＝48万円
短期大学・専修学校専門課程（3年制）	……………	36,000円×20回＝72万円
大学（4年制）	……………	48,000円×20回＝96万円

#### 6 申請手続

①奨学金貸付申請書、②推薦書（封されたもの）、③貸付申請者調書（封されたもの）、④住民票（本籍及び世帯全員の続柄が記載されているもの、写し可）を添付し、直接、教育委員会教育総務課（市役所7階）へ提出してください。

※ 連帯保証人が市外の方の場合は、この方の収入を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等）と、その方の住民票（個人、本籍が記載されているもの、写し可）を提出してください。

受付期間：令和7年4月1日（火）～4月15日（火） 8：30～17：00

※土曜日、日曜日を除きます。

##### 【記入上の注意】

- ・ 第1号様式の連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が記入してください。
- ・ 第1号様式の家族の状況欄は、同居家族及び同一の住民票に記載されている人全員を記入してください（申請者本人も含む）。
- ・ 第1号様式の年間収入欄において、事業所得等により年間所得ととらえる場合は、「年間所得」と記入してください。
- ・ 第2号様式（推薦書）は在学校長の推薦を受けてください（途中の学年からの場合等）。

既に卒業している人は、出身学校長（高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程の入学決定者については卒業中学校長に、短大、大学及び専修学校専門課程の入学決定者については卒業高等学校長に）の推薦を受けてください。

## 7 審査

貸付審査委員会で世帯の所得状況等をもとに貸し付け適否の審査を行います。

※希望者多数の場合は、予算の範囲内での貸し付けとなります。

※貸し付けの適否については、奨学金貸付決定通知書により申請者全員に通知します。

※提出書類は、適否にかかわらずお返ししませんので御承知おきください。

## 8 借り受けの手続き

貸付決定を受けた人（奨学生）が奨学金を借り受ける場合は、当該生徒又は学生の

①学校長または学長が発行する在学証明書、②借用書、③印鑑登録証明書、④口座振込依頼書、⑤口座振替依頼書を提出してください。

※②、④、⑤は貸付決定通知書と一緒に送ります。

※借り受けを辞退する場合には、直ちに教育総務課に連絡してください。

## 9 その他

### ◎異動報告

次に該当する場合は、直ちに報告してください。

- ①奨学生が休学、復学、転学または退学した場合
- ②奨学生、保護者または連帯保証人が死亡した場合
- ③奨学生、保護者または連帯保証人が住所を変更した場合

### ◎在学証明書の提出

奨学生は、在学証明書を毎年4月末日までに提出してください。

### ◎繰り上げ返還

奨学生が、①「貸付対象」の条件を欠いたとき、②奨学金を学資以外の費用に充てたとき、③生徒又は学生が中途退学したときは、返還期限前に貸付金の全額を返還しなければなりません。

### ◎貸付審査にあたっての所得の上限目安

対象	世帯構成	上限所得の目安
高校入学	両親と中学生（対象）の3人世帯	510万円程度
高校入学	両親と中学生（対象）、小学生の4人世帯	590万円程度
大学入学	両親と高校生（対象）の3人世帯	510万円程度
大学入学	両親と高校生（対象）、中学生の4人世帯	620万円程度

※家族状況や経済状況など総合的に審査しますので、上限所得を超えていても貸し付けできる場合があります。

**【申請・問い合わせ先】**

**上尾市教育委員会 教育総務課**

〒362-8501 上尾市本町三丁目1-1

TEL 048-775-9469 (直通)

FAX 048-776-2250